平成２５年（フ）第７１号
岩手県花巻市糠塚第４地割125番地
債務者　中島智恵子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第７６号
岩手県北上市村崎野19地割199番地　ウインドミル２号棟201号、旧住所岩手県北上市北鬼柳19地割136番地３　フラットN22号
債務者　鈴木　　啓
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３６４０号
大阪市都島区中野町１丁目３番16―402号
債務者　杉立　真二
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８９４号
大阪府茨木市小川町９番113号
債務者　藤井　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０８４号
大阪市生野区生野東３丁目13番９―616号
債務者　内藤　秀幸（旧姓六車）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８９号
大阪府豊中市利倉東２丁目３番12―301号
債務者　片岡　睦雄
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８８号
大阪府東大阪市吉田２丁目２番32号
債務者　石田　　光
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０９号
大阪府枚方市星丘３丁目15番６―103号
債務者　川中　啓義
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３４号
大阪市平野区瓜破東７丁目２番２―45号
債務者　小林　　久
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８６６号
大阪府泉大津市松之浜町１丁目５番18号
債務者　雪本　清和
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３６号
大阪府東大阪市中小阪１丁目８番８号　ダイワマンション30Ｂ
債務者　北海道素朴料理居酒屋膳こと　細川雅則
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０４号
大阪市東淀川区豊里４丁目８番23―102号
債務者　倉垣　勝史
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５９号
大阪府東大阪市西鴻池町２丁目２番23号　ファミール吉田202号
債務者　小林　昌子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１６号
大阪市生野区勝山南１丁目11番20号
債務者　山野　哲啓
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１８号
大阪府高槻市寿町２丁目25番25号
債務者　井居　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７５号
大阪市西成区鶴見橋１丁目14番17号　ラフォーレ花園４Ｇ
債務者　桂　　明人
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１号
兵庫県豊岡市城崎町桃島924番地　安藤方
債務者　藤井　忠満
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
徳島県鳴門市大津町吉永71番地５　岸田ハイツ103号、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字灘24番地12
債務者　福山　幸人
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部